

株式会社紙谷工務店 環境方針

株式会社紙谷工務店は、事業者として、「循環型社会構築」に向け、事業活動における環境への負荷を認識し、良好な環境保全に向け効果的な活動を展開し、企業としての社会的責任を果たす。

< 環境保全への行動指針 >

1. 具体的に次のことに取り組みます。
エコアクション 2.1 に積極的に参加し、運用・維持します。

省資源・省エネルギーの推進

環境負荷の低減のため、用紙の節約・再利用等による省資源、燃料・電気の節約等による省エネルギーに努めます。

環境関連法規を遵守し、環境保全に取り組みます。

大阪府生活環境の保全等に関する条例(第40条の15,16)の施行に対する取組を開始する

環境改善に向けて、目標値を設定し、定期的に見直しを行い、継続的改善を推進します。

作業所及び資材倉庫搬入の建設副産物(コンクリート・木材・プラスチック等)の分別収集を行い、適正処理への活動の取組を強化します。また、CO2排出量(電力)及び燃料消費量(ガソリン・軽油等)の把握へ段階的に取組を行う。

環境活動レポートを全社員に周知すると共に、社内外へ公表し、環境対策に対する情報の提供を行い、地域社会の一員として環境活動に積極的に取り組みます。

制定 2005年3月23日

改訂 2008年9月10日

吹田市江坂町3丁目3番1号
代表取締役 社長

(株)紙谷工務店

環境活動レポート

発行日 2008年9月10日

(対象期間 2007年9月1日～2008年8月31日)

< 環境理念 >

株式会社紙谷工務店は、事業者として、「循環型社会構築」に向け、事業活動における環境への負荷を認識し、良好な環境保全に向け効果的な活動を展開し、企業としての社会的責任を果たす。

< 環境方針 >

当社の事業活動を通し地域及び環境への影響を考慮し、関連する活動を通じて、環境に配慮した循環型社会の構築の取り組みを行う。

エコアクション2.1に積極的に参加し、運用・維持します

省資源・省エネルギーの推進

環境負荷の低減のため、用紙の節約・再利用等による省資源、燃料・電気の節約等による省エネルギーに努めます。

環境関連法規を遵守し、環境保全に取り組みます。

大阪府生活環境の保全等に関する条例(第40条の15,16)の施行に対する取組を開始する

環境改善に向けて、目標値を設定し、定期的に見直しを行い、継続的改善を推進します。

作業所及び資材倉庫搬入の建設副産物(コンクリート・木材・プラスチック等)の分別収集を行い、適正処理への活動の取組を強化します。また、CO2排出量(電力)及び燃料消費量(ガソリン・軽油等)の把握へ段階的に取組を行う。

環境活動レポートを全社員に周知すると共に、社内外へ公表し、環境対策に対する情報の提供を行い、地域社会の一員として環境活動に積極的に取り組みます。

制定 2005年3月23日

改訂 2008年9月10日

吹田市江坂町3丁目3番1号

代表取締役 紙谷 繁夫

1. 事業の概要

(1) 事業者名

株式会社 紙谷工務店
代表取締役 紙谷 繁夫

(2) 所在地

大阪府吹田市江坂町3丁目3番1号
対象事業所：本社

(3) 環境保全関係の担当者連絡先

責任者 企画部長 辻本雄人
担当者 総務部課長 杉浦聡之
連絡先 TEL 06-6385-1701 FAX 06-6330-6408
URL <http://www.kamitani-works.co.jp>
E-mail: y_tsujimoto@kamitani-works.co.jp

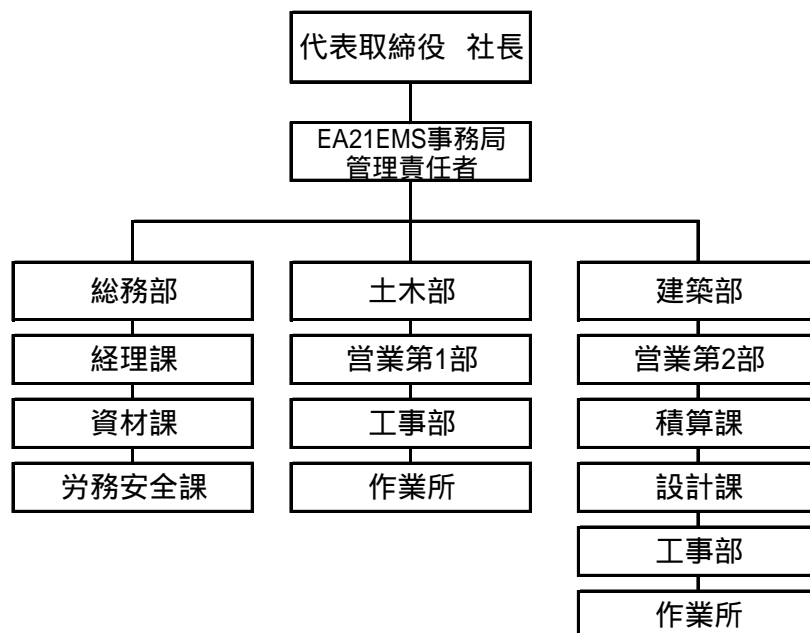
(4) オフィスの規模

社員数 91人
オフィス延べ床面積（本社のみ） 1250平方メートル
事業内容
建設業 土木工事及び建築工事の設計施工

(5) 実施体制

当社の環境対策を下表の各部署の管理職にて、以下の活動を推進する。

- ・ 環境対策を推進し、[EA21]を構築・運用する
- ・ 環境教育・社内広報活動を実施し、全社員に理解と協力を要請する
- ・ 協力会社への教育・広報を通じ、理解と協力を要請する
- ・ 委員は、各部の管理職により構成する



(5)-1 実施体制に於ける役割

代表者（社長）

- ・環境方針を設定する。
- ・環境責任者を任命する。
- ・環境システムの構築及び運用、環境目標並びに行動計画の実施に必要な資源（人材・物的・財務資源）を用意する。
- ・環境目標の達成状況について、毎年9月に報告を受け、必要な場合は、改善等を指示する。又、新年度に於ける環境方針の見直しを行なう。

環境管理責任者

- ・各部の責任者に『環境への負荷の自己チェック』及び『環境への取組の自己チェック』を指示し、その結果を確認する。
- ・各部の責任者に対し、環境目標達成の為の活動計画の策定及び活動状況の報告を受け、必要な場合は問題点を検討し、改善等の指示を出す。

EMS 事務局

- ・環境システムの構築及び運用に関して、環境管理責任者の業務を補佐する。
- ・環境システムに関する記録の保管を行なう。

各部責任者

- ・担当部門において環境への取組の自己チェックを行い、その結果を確認の上、環境管理責任者へ報告する。
- ・担当部門の「環境への負荷の自己チェック」を実施する。
- ・部員に「環境目標・環境活動計画」を周知する。
- ・環境活動計画を実施し、管理する。
- ・環境活動状況を管理責任者へ報告する

全従業員

- ・環境方針を理解し、環境への取組みの重要性を自覚する。
- ・決められたことを守り、自主的・積極的に環境活動に参加する。

(6) 環境負荷の現状と評価

当社は、環境活動への取組を2005年から実施し(建設副産物の削減目標は09年まで数値の把握を行い2010年から削減目標の設定を行う)、企業活動に伴う環境負荷への影響の低減に向けた活動への積極的な参加を行っている。

活動した結果については、(別紙表参照)目標値をクリアして良い成果が上がっていると感じている。09年度から作業所に於いて、CO2排出量・燃料消費量等の数値の把握を試験的に行い環境負荷の低減を目指し、活動を行う。

2. 環境負荷の目標と評価

2005年(平成17年)からの値に対して、06年(平成18年)から年間1%ずつ低減し、5年間で5%の削減を目標に設定し活動を行なっている。

これにより、2008年(平成20年)は、05年に対して97%(削減率3%)を目標とし活動する。

			2005年 04.9-05.8	2008年 07.9-08.8	達成 率	2009年 08.9-09.8	達成 率	2010年 09.9-10.8	達成 率
二酸化炭素排出量	-1購入電力 二酸化炭素 排出係数0.378	総量(kg-CO ₂)	95,947	93,069		92,109		91,150	
		2005年比(%)	100.0	97.0		96.0		95.0	
		実績値	実績値/目標値	86,165	0.926	0.000	0.000		
	-2化石燃料 排出係数 ガソリン2.321 軽油 2.624	総量(kg-CO ₂)	196,471	190,577		188,612		186,647	
		実績値	実績値/目標値	168,079	0.882	0.000	0.000		
		実績値	実績値/目標値	972	1.184	0.000	0.000		
廃棄物排出量	-1廃棄物 (コピー用紙)	総量(kg/年)	276	268		265		262	
		2005年比(%)	100.0	97.0		96.0		95.0	
	-2廃棄物 (コピー用紙以外)	総量(kg/年)	570	553		547		542	
		2005年比(%)	100.0	97.0		96.0		95.0	
	実績値	実績値/目標値	972	1.184	0.000	0.000			
	-3建設副産物 (現場発生量)	2007年 06.4-07.3	総量(t/年)	2,986	3,625				
工事量当り(t/億)		25.6	32.7						
実績値		実績値/目標値							
節水	総排水量 (ton/年)	総量	1,352	1,311		1,298		1,284	
		2005年比(%)	100.0	97.0		96.0		95.0	
	実績値	実績値/目標値	901	0.687	0.000	0.000			

注) 建設副産物の発生量の把握及び低減

07年(06.4~07.3)の総廃棄量の確認を行い始めたが、下表の数値を把握したが、単年度のみ数値であり、08・09年度の廃棄量の数値を把握し、2010年度を目標に削減目標を設定する予定である。08年度総廃棄量が増加した原因は、07年に把握出来なかった資材倉庫搬出の廃棄物の量を把握し加算した結果である。

3. 環境活動計画の内容

項目	活動内容				
A. 二酸化炭素排出量の削減	適切な冷暖房温度の設定を徹底する 昼休みの消灯、OA機器の節電 エレベーターの使用の抑制 近距離移動に際しては、出来る限り公共交通機関の利用の促進 保有車両の削減、省エネ型車両への切替(購入/リース)の促進 急発進・急加速・停車中のアイドリングの停止				
B. 廃棄物排出量の削減	コピー用紙の両面使用の徹底 ペ-パ-レス化の促進				
C. 水使用量の削減	トイレ設備の更新・流水量/流水時間の調整 トイレで水を無駄に流さない 手洗い・炊事等で水を出しっ放しにしない				
D. その他の取組	グリーン品購入への取組 コピー用紙のエコマーク商品(再生紙)への切替 資機材の調達先を環境対策を実施している企業を優先する				
E. 作業所での環境負荷削減	産業廃棄物の種類と量の把握を実施する				

4. 環境活動の取組結果の評価

(1) 数値目標を達成するための取組結果

A. 二酸化炭素排出量の削減(省エネに関する取組)

温度の設定を徹底する。

- 各フロアで適切な温度に調整を行う事を徹底する為に、温度計を設置しこまめに温度調節を行った。

- 全フロアで昼休みに消灯を実施。



社内会議において、クールビズ(ノーネクタイ活動)実施中」



- OA機器(パソコン・プリンター等)の省電力型への切替、休憩時間の省電力モードへの切り替えを行った。



近距離移動に際しては、出来る限り公共交通機関の利用の促進

- ・公共交通機関の利用の意識の高揚を促した。
- ・作業所への通勤についても、出来る限り公共機関の利用を進めた。

保有車両の削減、運転による燃費向上の促進

- ・使用車両については、省燃費型の購入及びリース車両を増やし、CO₂削減を進めた。
- ・急発進・急加速や空ぶかしをしない。(停車中のアイドリング停止も含めて)

コピー用紙の使用低減

- ・社内 LAN の利用によるペーパーレス化を推進した。
- ・裏紙の使用、コピー枚数の減量をした。
- ・印刷ミスの低減をした。

建設副産物の分別収集と CO₂ 排出量及び燃料消費量の把握と低減

- ・作業所及び資材倉庫への運用展開を順次進め、より環境への負荷の低減に向け(建設副産物(コンクリート・木材・プラスチック等)の分別収集への取り組み活動を強化する。

建設副産物の分別回収結果として(作業所)

1. 作業所において分別・回収を部分的に開始したが、敷地に余裕が無く回収設備を設置するスペースも無い場合が多い。 分別回収の可能な場合は、回収設備の設置を行う。
2. 処理量が少量ずつである。 業者間で交渉が難航した。(分別収集可能であれば、処理費用は低減可能であるが、分別・運搬費用の増加となる)

「取組結果の評価」

A.二酸化炭素排出量の削減

08年度は、**対目標値に対し**電力使用量 7.4% 燃料消費量 12%と大きく削減された。諸条件(人員数の削減・工事量の低下・季節変化)の変化もあったが、保有車両の削減・省エネ型への変更が大いに貢献していると考えられる。

09年度は大阪府の車両規制の伴う新規購入またはリース車両を増加させことによる削減を行う。また、作業所において CO₂ 排出量の把握に取組を開始する。

B.一般廃棄物排出量の削減(リサイクルに関する取組)

コピー用紙の使用量の削減

・コピー用紙の両面使用・コピー枚数の低減・印刷ミスの低減等を徹底し、分別回収に取り組んでいる。

・印刷ミスコピーの低減の徹底

コピー用紙(裏紙の使用・リサイクル化)は、各フロアともに回収、再利用の意識が浸透し、使用量の低減に向け、活動している。

08年度は、見積件数・製品広告の増加に伴い関係書類(設計図書・製品見積・パンフレット等)の廃棄したことにより排出量が増加したが、09年度は排出量の削減に向け更に積極的な活動を行う。

C.水使用量の削減(節水への取組)

・トイレでの流水量の調整

水道使用量は設備の更新や節水活動により着実に減少が進んでいる。08年度実績として31%の削減が出来た。09年度も引き続き節水活動を継続して行く。



節水型トイレに改装」

D.その他の取組

・グリーン品購入への取組

・詰め替え可能な製品・簡易包装された製品の購入を進める。

・物品を購入する場合、エコマーク・グリーンマークの表示の製品(例・文具/コピー用紙等)の購入数を増やしている。



・資機材の調達先として、環境対策を実施している企業を優先する。

・発注先企業の調査を進める

E.作業所での環境負荷削減

CO2 排出量及び燃料消費量の把握と低減(作業所)

1. 09年度にCO2 排出量(電力)及び燃料消費量(ガソリン・軽油等)の把握へ段階的な取組を開始する。

5. 環境関連法規への違反、訴訟等の有無

(1) 摘要される主な環境関連法規と遵守状況

No	主な適用法規	要求事項	遵守状況
1	吹田市下水道条例	下水道機能を妨げない様に放流する。 吹田市下水道条例 (通常時) 放流水質として PH4 ~ 9 放流水温 45 ° 以下で放流する (緊急時) 震度 4 以上の場合、市のパトロールで確認後放流する	遵守 該当なし
2	吹田市環境美化に関する条例	ポイ捨て等の防止、屋外広告物の掲出又は表示の適正化等環境美化を図る 第 2 条 事業者は、事業所及びその周辺その他事業活動を行う地域において、清掃活動その他の環境美化活動に努める	適正処理 積極的に参加し活動中
3	吹田市環境の保全に関する条例	現在及び将来の市民の安全で健康かつ快適な生活の確保に資することを目的とする 騒音、振動、悪臭等の発生により周辺的生活環境を損なわないよう配慮しなければならない	適正処理
4	廃棄物処理法	1) 指定業者への適正引渡のこと 2) 減量化の努力 (分別回収によるリサイクル活動の促進)	適正処理
5	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (グリーン購入法)	1) 環境物品の選択に努める。 2) 環境配慮型製品及びサービスの購入促進	適正処理
6	建設リサイクル法	1) 廃棄物の適正引渡。 2) 設計の選択、施工	適正処理
7	家電リサイクル法	1) 冷蔵庫・テレビ・エアコンの適正引渡	適正処理
8	自動車リサイクル法	1) 廃車発生時適正引渡	
9	改正リサイクル法	使用済み物品の再資源として利用	適正処理
10	大気汚染防止法	発生源から排出又は飛散する物質について、物質の種類ごとに排出基準が定められている。	遵守
11	水質汚濁防止法	工場及び事業場から公共水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進する事等によって、公共水域及び地下水の汚濁の防止を図る。	適正処理
12	振動規制・騒音規制法第 2 条第 3 項及び第 15 条	特定建設作業を伴う建設工事を施工する場合の法又は条例に基づく届出 杭打ち機・バックホウの使用に対する規制	遵守
13	大阪府生活環境の保全に関する条例第 82 条第 2 項及び 84 条 40 条 15.16 項	82 条 「特定建設作業」の届出 騒音・振動が発生する作業での規則 84 条 工場又は事業場の敷地境界線における大きさの許容限度「規制基準」 40 条 車種規制適合車及び標章の表示 (印)	遵守
14	大阪府温暖化の防止に関する条例	建築物の新築や増改築の際に、環境の負担の低減はもとより、建築物自体が持つ環境の質の向上を含め、総合的な環境配慮の取り組みを促進する	適正処理

(2)違反、訴訟等

関連当局よりの環境関連法規への違反等の指摘は、過去3年間ありません。

印

大阪府生活環境の保全等に関する条例 第40条の15.16 に対する適合車等標章の貼付け状況

